

中国における国家賠償法（三）

李 竜 賢

目次

はじめに

第一編 中国における国家賠償法—政策的救済から法的救済へ—

序説

第一章 政策的救済—共産党及び政府による政策的救済—

第一節 「三大規律、八項注意」（一九四七年～一九七六年）の時代における政策的救済

第二節 政策的救済における共産党と政府の関係

小括（以上、二五一号）

第二章 法的救済

第一節 法的救済の生成に対する障害

第一款 国民党旧「六法」廃止による障害

第二款 ソ連法理論による障害

第二節 法的救済制度の整備

第一款 法的救済制度の生成（一九五四年～一九五七年）

第二款 法的救済制度の停滞（一九五七年～一九八二年）

第三款 法的救済制度の発展（一九八二年～）

小括（以上、二五二号）

第二編 中国における国家賠償法―現状とその問題点―

序説

第三章 中国における国家賠償法の制定

第一節 法案審議の過程における論争―国家賠償法の目的をめぐる論争―

第一款 学説

第二款 学説の検討

第二節 中国国家賠償法の特徴とその問題点

第一款 中国国家賠償法の特徴

第二款 中国国家賠償法の範囲と方式

第三款 賠償義務機関対職員求償権に関する議論

小括

第四章 賠償義務機関

第一節 賠償義務機関の概念及び種類

第一款 賠償義務機関の概念

第二款 賠償義務機関の種類（以上、本号）

第二節 事例の検討

小括

第五章 機関賠償制度—二〇一〇年改正後の「違法確認」及び「処理前置」手続—

第三編 中国における国家賠償法—国家賠償制度の課題—

第六章 中国国家賠償制度とその他の諸制度との関係

第七章 中国国家賠償制度の課題

おわりに

第二編 中国における国家賠償法—中国における国家賠償法の現状とその問題点—

序説

第一章、第二章でも述べたとおり、政策的救済から生まれかつ分離・発展の道を辿る中国の国家賠償制度は、人民の権利利益の保護と「法律による行政」の原則下においての行政機関及び職員に対する監督作用を果たすという点で、今日、一定の役割を果たしている。しかし、中国国家賠償法の施行後の一八年間において、国家賠償訴訟事件数は少なく、被害者が賠償を得たケースはさらに少ない。また、その賠償金額も少ないのが現状であ

る。⁽¹⁾ その原因としては、賠償範囲が狭くなっていることや、賠償金額が少ない問題点等が存在する。特に、国家の法人格性を否認し、機関の法人格を認め、それに責任を負わせるという「機関賠償」責任を採用しているため、例えば、複数の機関にまたがる行為について、機関の間で責任を押し付け合う状況が生じやすい。また、職員に対する監視・監督の一環として、行政訴訟法六八条二項及び国家賠償法一六条においては、「故意又は重過失」がある職員対して、機関の求償権が認められている。この運用は、結果として国家の賠償責任ではなく、「機関賠償」及び「職員」による賠償となっている。⁽²⁾

中国国家賠償法は、上記の点で、日本を含めた先進資本主義諸国の国家賠償法とは異なり、「機関賠償」という特徴をもっていることに留意しなければならない。その背景としては三点をあげることができる。第一は、「便民原則」の下に制定された台湾地区の「国家賠償法」における機関賠償制度の影響である。第二は、フランスの「行政主体論」の影響である。行政主体論は、一九八〇年代後半、王名揚の教科書『フランス行政法』によって、中国に広く紹介された。この行政主体論が、中国の国家賠償法における機関賠償制度に影響を及ぼしている。「国家責任・機関賠償」という特徴は、不法行為を行った行政機関と賠償義務機関が一致する点にある。つまり、この「行政主体論」は行政訴訟法に強く影響を及ぼし、国家賠償法の機関賠償制度に理論的根拠を提供した。第三は、中国民法通則が援用する機関法人理論である。⁽⁴⁾

「機関賠償」制度とはいうものの、賠償費用は行政機関ではなく、それが属する各級政府の財源から支払われる。不法行為責任を有する行政機関又は職員が免責されてはならないとして、各級の政府は自らに所属する不法行為責任を有する行政機関に対して、賠償費用の一部又は全部を命ずる即ち、求償権を行使することを通じて、管轄下の行政機関に対する監督を強化し、「法による行政」を実施する。第四章においては、このような経緯から生

まれた「機関賠償」制度を検討する。上記の「便民原則」を掲げて登場した「機関賠償制度」は、実際、行政機関に対して、日常の行政運用の予算から賠償費用を拠出させることになるが、十分予算がない為、被害者への救済ができなくなるのみならず、賠償費用にあてると財政苦となる行政機関は、賠償費用を拒む場合もある。二〇一〇年の中国国家賠償法の改正により、賠償費用に関して、賠償義務機関及び各級政府が「速やか」に支払わなければならないと定めた。この改正後の運用に改善がみられたかどうかは尚、不明である。

この二〇一〇年国家賠償法改正は、旧法が設けていた「違法確認」を削除した。また、「先行政、後訴訟（処理前置主義）」緩和の原則を定めた。しかし、九条一項において文言条では「確認」を削除したが、本法の三条、四条、規定と行政訴訟法六七条さらに行政復議法二八条、二九条の規定からみるとその限りではないと考えられる。また、公民が国家賠償請求を自由に人民法院で主張できるという私的権利保護制度と比べると、「処理前置主義」も、適正なものではない。

中国国家賠償法における「機関賠償」の理論は、外国の理論からきた「舶来品」としての影響を強く受ける同時に、政策的救済から生まれてきたこと⁶⁾から、中国的な特色を有するものともいえる。例えば、国家賠償請求訴訟において、本来、国が被告となるべきところを、形式的な理由としては、訴訟手続進行上の便宜性だけを注視し、行政機関が被告（機関の法人格を認める）になる点に、それは現れている。結果的には、国家の不法行為責任を回避するものであり、機関又は職員個人にその不法行為責任を負わず運用になっている。

上記のとおり、中国国家賠償法「機関賠償」の仕組みは、従来の「徳治」を背景にした政策的救済の影響が法的救済である国家賠償制度に及んでいる結果であり、国家賠償制度自体も政策的救済から完全に「脱皮」していないことの象徴だと考えざるを得ない。そこで、こうした政策的救済と法的救済との相剋が、中国国家賠償制度

の中にどのように現出しているかについて検討する。まず、第三章においては、中国国家賠償法制定の経緯とその特徴に関して若干紹介した上で、第四章において、賠償義務機関の概念と種類及びその運用である賠償費用をめぐる問題を主に検討し、第五章で、二〇一〇年国家賠償法改正後における「違法確認」削除と「処理前置制度」手続の変化について検討を行なう。上記の問題点を検討することにより、とりわけ、「機関賠償」制度を採用する中国の国家賠償制度が、政策的救済制度による制約によって、中国に「特色ある制度」として、生成・進化している姿を明らかにしたい。

第三章 中国における国家賠償法の制定

封建王朝時代の中国では、君主の権力は至上であり、人民の権利を侵害したことに對して、その賠償責任を負わせるという考え方はなかった。専制主義支配の封建王朝においては、君主権力の執行者である官吏が、不法行為を行っても、君主の裁量に基づく命令によって、官吏自身がその責任を負わなければならない、人民がそれを訴えることは許されなかった。

第二章で述べたように、封建王朝の清が倒れ、登場した中華民国において、一九二九年五月に制定された民法一八六条の規定が中国史上初めて、公務員個人が公務執行中に、故意・過失により他人に損害を与えた場合の公務員個人の損害賠償責任と、使用者責任として、国家が代位して責任を引き受けることを定められていた。そして、憲法レベルでは、一九四七年中華民国憲法二四条が「公務員が違法に人民の自由あるいは権利を侵害したと

きは、法律の定めたところにより、国に対して損害賠償を求めることができる。」と定め、国家賠償請求権が正式に憲法上の権利として認められた。しかし、周知のように、内戦状況の下においては、この権利は実際には実現不可能であった。

中国革命の勝利と中華人民共和国建国の後に制定された最初の憲法である一九五四年憲法九七条二項は、国家賠償責任について、「国家機関職員によって公民の権利が侵害され、そのために損失を受けた者は、賠償を受ける権利を有する。」と定めた。しかし、第一章で述べたように、一九四九年の「六法廃止」、政策が法律に勝る革命的法制及びソビエト法理論の影響により、国家管理の法として行政法は扱われ、行政法が有する人民救済という一面は全く関心が払われず、法的救済としての国家賠償責任制度は、その生成する土壌がなかったのであった。文化大革命という極端な法虚無主義時代が終わり、中国が改革・開放政策へ転換することによって、一九七八年共産党第一期中央委員会第三回全体会議は、新たに近代化政策（特に、民主主義の強化と法制の健全化）を打ち出したが、ようやくこの政策路線が行政法にも影響を及ぼし、法律による行政の原理の生成・進化が始まったのであった。第二章で述べたように、改革・開放後の最初の憲法である一九八二年憲法四一条三項において、再度、国家賠償責任を規定した。その後、一九八七年に施行された民法一二一条は、この憲法上の国家賠償責任を具体化した。そして、一九八六年九月に制定された「治安管理処罰令」⁽⁹⁾においても、国家賠償に関する規定が設けられた。その他にも、国家賠償責任や賠償手続を定めた個別法がこの時期幾つか制定された。特に、一九八九年一〇月に施行された「行政訴訟法」は、国家賠償責任についても、その詳細を定めるものとなった。⁽¹¹⁾行政訴訟法制定後、一九八七年行政立法研究グループは、この国家賠償法を行政訴訟の一環に位置づけて、早速国家賠償責任制度に関する研究を行い、国家賠償法草案を作成する作業に取り組み、一九九三年秋に、全人代

常務委員会の「法政工作委員会（以下、工作委員会という。）」に国家賠償法参考案を提出した。同工作委員会は、この参考案に修正を加えて正式の国家賠償草案を作成し、それを第八期全人代常務委員会に提出した。そして、「中華人民共和国国家賠償法」は一九九四年五月二二日、全人代常務委員会第八期第七次会議において採択され、一九九五年一月一日から施行された。同法は、「総則」、「行政賠償」、「刑事賠償」、「賠償方式及び計算基準」、「その他の規定」及び「附則」の六章からの構成になる、全三五条の法律である。その中には、行政上の損害賠償と刑事賠償（刑事補償）⁽¹³⁾の二つが含まれ、日本の国家賠償法にみられない多くの特徴を持っている。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

中国では、従来、職員が職務を執行するについて損害を発生させた場合には当該職員を監督する機関が責任を負う制度⁽¹⁶⁾をとり、国家自体の賠償責任を認めていなかった。国家賠償法の施行により、従来の法的救済における国家無責任の立場を転換した。それにより、不明確だった賠償の具体的方法、手続を明確にし、人民の権利利益の保護を図るのが目的の実現を狙った。

しかし、政策的救済の影響を強く受けて生まれた中国の国家賠償法は、日本の国家賠償法の目的（国民の権利救済色合いが強い）とは違う一面をもっている。その法案審理をめぐる一九九三年前後の国家賠償法制定目的をめぐる論争を検討することにより、中国国家賠償法の法案審議の際の論争を検討し、そこから、中国の国家賠償法の立法目的を窺うことにする。

第一節 法案審議の過程における論争—国家賠償法の目的をめぐる論争—

第一款 学説

一九九三年前後の国家賠償法立法の際に、制度説（多数説）と、これから派生した幾つかの学説の間で論争が行われている。それは、制度説（人民内部の矛盾の緩和・被害者救済・職員に対する監視・監督）と権利救済・職員監視・監督説及び政策救済延長線・便民主義（権利保護）説の間の論争であり、立法目的をめぐる論争であった。

一 制度説

当初、警察官僚である陳曾俠を代表メンバーとするグループは、国家賠償法の立法目的は、「人民の合法权益を保護し、国家机关が法の定めるところにより職務をおこなうことを促すとともに、共産党及び政府と人民大衆の関係を密接にする」ことにあると主張した。⁽¹⁹⁾ また、当時の全人代常務委員会法制工作委员会民法室副主任である肖岫は、「国家賠償法の立法目的は主に、政治的機能すなわち、『人民内部の矛盾』を緩和することと、人民の合法权益を法的に保障する被害者救済機能を果たし、さらに、職員に対する監視機能にある。」と主張していた。⁽²⁰⁾ さらに、当時の最高人民法院裁判官であった江必新は、「国家賠償法の立法目的は『社会の安定発展を保障するとともに、人民の權益を保護することにある。』と主張した。」⁽²¹⁾ と主張した。⁽²²⁾

二 権利救済・職員監視・監督説

代表的論者の李群生は、「社会主義国家の本質を表し、職員の責任感と職務に対する注意義務を促すとともに、公民、法人及びその他の組織の合法权益を保護する目的を果たさねばならない。」と述べた。この説を主張して

いる者は、一方において職員の仕事上の注意義務を促すという目的を主に取り上げながら、「法人としての国家」という法理を導入することを試みる点にその主な特色がある。⁽²⁴⁾

三 政策救済延長線・便民主義（権利保護）説

代表的論者として、応松年と馬懷徳は、「我が国の伝統と特色をふまえて、公民や組織の合法的權益を保護するとともに、職員に職務を忠実に履行させ、彼らに責任を果たさせる」ことが重要だと主張している。⁽²⁵⁾ また、北京大学の羅豪才と袁曙宏は、「公民、法人及びその他の組織の合法權益を保護し、職員の職務を忠実に履行させ、責任を果たさせることは、国家賠償法の主な目的である。また、中国の内外を巡る諸事情から出発し、経済発展のレベルと国家机关の職員及び人民大衆のレベルに適合した法律を制定するとともに、人民法院の裁判実務において、利便性にすぐれた国家賠償法を制定すべきである」と主張していた。⁽²⁷⁾ さらに、人民大学の皮純協と馮軍は、「国家賠償法の基本原則は国家と私人の間の利益の調和である。即ち、国家賠償法の立法目的は、国家活動による私人の權益の損害に対する救済と国家机关の職員に対する監督を行うことにある。そして、重過失又は故意・違法を犯した職員に対しては、国家は求償権を行使し、抑止効果を果たさなければならない。」と主張していた。⁽²⁸⁾

その他にも、姜明安は「私人の合法權益の保護と国家机关の職員に対する監督責任の強化及び社会的不安定要素の排除にある。」と述べ、⁽²⁹⁾ 楊海坤は、「国家責任の明確化を図るとともに、国家机关の被告適格範囲を広げ、国家賠償法制定するにより行政法全般の制度の健全化を図る。」と述べており、⁽³⁰⁾ さらに、張峰は「公民の合法權益保護、社会主義法制の健全化を図るとともに行政法制に対する監督を強化」⁽³¹⁾ するとし、王克穩は、「合法權益の保護、国家机关職員に対する監督を図ること」⁽³²⁾、蔣鴻雁は、「社会主義初級段階における国家、集団、人民三者の利益を保護し、公民の合法權益保護と職員における官僚主義の克服及び腐敗現象（職員に対する監督を防止する）

目的を果たすこと⁽³⁴⁾」、李明発は、「公民の合法權益の保護し、国家の実際の財力を考慮した上で、職員に職務を忠実に履行させ、その責任を果たさなければならぬ⁽³⁵⁾。」等の主張がなされた。

第二款 学説の検討

制度説とそこから派生した当時の各説をまとめると、国家賠償法制定過程に直接参加した行政法学者六人の共著本『行政法学』の中の記述において、中国国家賠償制度設計における重要な目的として、職員に対する監視・監督機能の強化と公民の権利保護をあげていることがわかる。

「長い間、わが国は行政権力が法の統制をほとんど受けず、今日でも我国の官僚主義、権力濫用現象はまだ酷い状況にある。これに対して、わが国の公民の権利は行政法上において、まだ十分に保護されていない。その為、国家賠償制度の設立と完成はきわめて重要である。もし、行政機関が権力を濫用し、公民の財産に損害を与えても賠償の責めを負わないならば、行政機関の権力が広範囲に及ぶ今日、公民の合法權益を補償することは難しい。国家賠償制度は民主制度発展の一つの結果である。行政権による権利侵害責任制度は速やかに完成させなければならない。最近、わが国は『国家賠償法』の草案を企画しているが、これは行政責任制度の発展を促進するのに有効である」と述べたのであった。⁽³⁶⁾

その主張に相違があるといえ、各説において、国家賠償法の制定について、これを政策的救済の延長線として考えていることが伺える。実際、国家賠償法の制定過程において、中心メンバーにであった応松年、羅豪才等が主張している政策的救済延長線⁽³⁷⁾・便民原則等の主張は、後日、中国国家賠償法の制定過程に多大なる影響を及ぼした。

ここで、政策的救済の延長線として、制度説及びそれから派生した各説の主張を見るならば、人民内部の矛盾の緩和機能と職員に対する監視・監督機能の強化を図るという目的が、人民の権利保護機能を図る目的より、重視されているとみることができる。

第二節 中国国家賠償法の特徴とその問題点

第一款 中国国家賠償法の特徴

国家賠償法の内容をみると、中国のそれは、先進資本主義諸国の国家賠償法とは異なる幾つかの特徴をもっている。まず、政策的救済から生まれた国家賠償法は刑事補償の規定をもっている。刑事補償は無過失責任を賠償の要件としている。また、国家賠償法は違法性原則を採用している。このことは、民法通則上の過失責任が、中国の国家賠償法に影響を及ぼしていないという特徴がわかる。中国の国家賠償法においては、「故意」、「過失」といった主観的な責任を定める文言を用いていないため、理論上は、「自己責任論」をとるとされている。しかし、実際の制度運用においては、「機関賠償」をとっており、職員に対する監視監督の面からは、機関が職員に対して「求償権」を行使することができる。また、中国では、国家賠償法の性格をめぐる、公法説、私法説の対立もある。中国では、国家賠償法上の国には法人格がなく、行政機関が法人格を有しているため、中国における国家賠償法の責任主体は、自己責任でもなく、代位責任をとる国家でもなく、一種の「機関責任」をとる行政機関であると考えられる。⁽⁴²⁾ また、法律及び法令によって授權された権力を行使する組織を賠償責任の義務機関とする国家賠償法の規定から見れば、立法行為、軍事行為、裁判行為（民事及び行政裁判）を国家賠償責任が追及できる

対象から除外されており、この点でも、国家自己責任の仕組みにはなっていない。⁽⁴³⁾

中国国家賠償法の構成要件

中国国家賠償法の構成要件は、以下のとおりになる。権利侵害の主体、不法行為の存在、権利侵害の事実の存在、不法行為と権利侵害の間の因果関係で構成されている。そこで、不法行為は権利侵害が発生する前提である。

（一）権利侵害の主体

権利侵害の主体に関しては、国家機関、国家機関の職員及び法律により授權された組織とその職員、行政機関により委託された組織又は個人が含まれている。⁽⁴⁴⁾

（二）不法行為

中国では、不法行為とは、直接に法律、法規に触れる行為を指すといわれている。⁽⁴⁵⁾ 中国国家賠償法における不法行為の範疇には、行政契約は含まれていない。中国においては、行政契約と民事契約は実務上分けて扱っており、そのため、行政契約に関する賠償の問題は民事訴訟あるいは経済訴訟で解決され、ここで言う国家賠償とは異なるものとされている。⁽⁴⁷⁾⁽⁴⁸⁾

（三）権利侵害損害の事実

国家賠償法のもう一つの前提は、行政上の権利侵害という事実である。損害の事実は、物質的な損害という事実を指すこともあり、精神的損害という事実を指すこともある。ここでいう損害は、個人あるいは組織の合法权益に対する損害である。近年、精神的損害に対する救済の範囲もある程度広がっている。⁽⁴⁹⁾

（四）不法行為と権利侵害事実との間における因果関係

中国国家賠償法において、因果関係は賠償責任に関する構成要件である。個人、組織への合法权益の損害は、

行政行為の違法が生じ、はじめて国家賠償を導くものである。国家賠償法において、因果関係のあり方については、直接因果関係を強調する考えが多数説⁽⁵⁰⁾になっている。職員がおこなった権利侵害による損害に対して、その違法行為と損害結果との間の因果関係を強調し、かつ、その行為の特質を強調しなければならぬ。職員による権利侵害の損害は同時にその職務行為が引き起こしたものであり、職務行為以外の職員の行為は、例え、それが違法であっても、国家賠償訴訟の請求の対象とはならず、ただ、その職員個人の民事責任あるいは刑事責任が生じるものである。

第二款 中国国家賠償法の範囲と方式

中国の国家賠償法の範囲に関する問題は、損害の種類と損害の程度に分けて考えられている。中国における国家賠償法は、国家権力のあらゆる作用を対象にするわけではなく、同法に規定された一定の場合のみを適用対象としている。

中国国家賠償法においては、立法行為⁽⁵¹⁾、司法行為（行政裁判及び民事裁判）、国防行為、外交行為、戦争行為、マクロ財政行為等が引き起こした権利侵害は、国家賠償から除外されている⁽⁵²⁾。中国の「民法通則」は、すでに無過失責任⁽⁵³⁾を制度化している。中国国家賠償法においても、本法の条文では、過失の文言が入っておらず、さらに学説においても、過失を問題にしない考えが多数説になっている⁽⁵⁴⁾。

損害の種類の問題に関しては、上述のところでも触れたように、物質的損害だけではなく、人身の損害、さらに一定の範囲における精神的損害も含まれる。物質的損害については、直接損失（実際の利益の損失）と間接利益の損失（得べかりし利益）とに分けられる。早くも、一九五四年の「海港管理暫定条例」二十条は「港務局がい

かなる法の根拠もなく、任意に船舶が港を離れることができないうにしたことにより受けた直接損失について、港務局に賠償を要求することができ、さらに、港務局に対する起訴の権利を留保することができる。」と定めている。このような解放後の立法にもみられるように、中国国家賠償法は賠償の範囲を直接損失に制限している。

中国国家賠償法における賠償方式は、一般的に金銭賠償の方式を採用（中国国家賠償法三二条⁽⁵⁷⁾）しており、現物賠償の方式は一般的に採用しない。中国国家賠償法には、賠償方式及び計算基準について、六カ条が設けられている。行政上の損害賠償と刑事補償には同じ賠償方式及び計算基準が適用されている。しかし、賠償金の上限を設けること（中国国家賠償法三四条⁽⁵⁸⁾）、財産権に対する損害賠償の場合に間接損害が除外されていること（中国国家賠償法三六条六、七、八号⁽⁵⁹⁾）などが特徴的である。一日の賠償金の金額及び賠償金の上限を定める理由は、国家財政上の困難を理由とするほかに、国家賠償責任が民法上の不法行為責任としては理解されていないところにある。一部の学者は、個人経営者、個人企業又は外資系企業が急速に増加しており、個人経営者及び個人企業又は外資系企業で働く者の一日の平均給与は、国家の前年度の職員及び労働者の一日平均給与より遥かに高額なことであるが、国家賠償法の三四条はこの現実に対応しておらず、問題があると主張している⁽⁶⁰⁾。

しかし、前述のとおり、中国における国家賠償制度の生成過程からみると、中国における国家賠償責任は、社会保障の性質が勝る制度である。この国家賠償制度の生成過程に着目して、国家賠償法三四条の賠償費用計算基準の趣旨をみると、社会保障の一環とみることができ、その責任は、従来の人民公社・単位による結果責任に基づく補償という旧い制度の内容が国家賠償法施行後、行政機関又は加害職員による賠償制度に移行しても、なお維持されていることがわかる。例えば、被害者家族の「生計費支給」等の文言が入っていることは、このことをよく表している。

第三款 賠償義務機関対職員求償権に関する議論

中国においては、前述のように「国家無責任」の仕組みが維持されている。そのため、国家責任の代替物として、「機関賠償」制度があり、その下での職員に対する求償制度がある。機関賠償制度については、第四章及び第五章において、詳細に検討を行うため、ここでは、主に職員に対する求償制度について検討する。

国家賠償法一六条、行政訴訟法六八条二項は、責任を有する行政機関が故意又は過失のある職員に対して、賠償費用の一部又は全部を支払うことを命じることができると定めている。賠償責任を有する行政機関が故意又は重過失のある職員に対してもつ求償権について、その趣旨は職員の権利を保護することと、それを懲罰し、かつ、監督することという二つの課題にこたえるところにあるとされた。即ち、もし軽過失の行為についても、職員に一々求償義務を負うことになれば、職員は職務行為について萎縮し、日常の職務も積極的に行わなくなり、公務の円滑な運営に支障をもたらすことになることとされている。その為、職員に対する求償権の発生は、故意又は重過失に限っている。これにより、公務の円滑な運営、職員個人の権利を保護するという課題にこたえたものである。また、公務執行中に、十分かつ合理的な注意義務を尽くさず、故意又は重過失がある職員に対して求償権を行使することは、職員の公務に対する積極性を挫折させずに、公務執行に最善を尽くせしめるという懲罰や監督の意味もあるとされている。

学説においては、職員に求償権を行使する制度の性質をめぐり、行政上の懲罰及び監督説と代位求償権説、折衷説及び行政契約説という対立がある。行政上の懲罰及び監督説⁽⁶³⁾は、機関が「故意又は重大な過失」を犯した職員又は委任機関に対して求償権を行使する目的は、国家がそれらの職員又は行政機関に対して、監督責

任を行使するためであるとしている。国とそれらの職員又は行政機関との関係は一種の行政内部における「特別権力関係」であり、民事責任あるいは懲戒処分とは異なり、一種の金銭を形態とする行政責任の追及だと主張している。しかし、この説は行政主体Ⅱ国の先進資本主義諸国の国家賠償法の基本構造とはかなり乖離があり、なぜ、行政機関が行政主体として認められ、職員に対して求償権を行使できるかについては説明を行っていない。これに対して、代位求償権説は⁽⁶⁴⁾、国には抽象的主体として責任がなく、具体的に「故意又は重大過失」を犯した職員がその賠償責任を負うべきであると主張している。しかし、職員個人の財力の限界により、国がそれに代わって賠償費用を支払うものであり、行政機関がその後求償権を行使するものであると主張している。

また、職員の求償権の行使に対する性質は、行政上の懲罰及び監督と代位求償権との間の中間的性質をもっているとして、折衷説を唱える者もいる。この説の主な内容は、中国において「主権免責」の法理を放棄した以上、国の不法行為による損害に対する賠償と行政機関の不法行為による損害に対する賠償及び職員個人の不法行為による損害に対する賠償の三者をはっきり理論上分ける必要があると主張し、そこで、特定の状況の下では、行政機関が職員に対する求償権の行使に免責事由を加える必要があるということである。

さらに、行政契約説⁽⁶⁵⁾においては、職員と行政機関との関係は一種の公法契約の関係であり、「故意又は重過失」を犯した職員に対しては、行政機関は民法通則上の求償権を行使することができると主張している。

これらの学説をみると、行政上の懲罰及び監督説が、「特別権力関係」を適用して行政機関及び職員を監督する役割を果たすという主張は一定理解できる。また、中国国家賠償制度独特の生成過程に適合している⁽⁶⁶⁾。しかし、この説には行政救済の觀念が十分反映されていない。それに比べて、代位求償権説は、被害者救済においては、一定の役割を果たすものの、その根幹は、私法上の権利を用いて国家責任を否定し、「国家無責任」を主張する

ことにある。これは、政策的救済から生まれてきた中国国家賠償制度とは乖離するものである。

求償権を行使するには、二つの要件が必要である。その一つは、求償権の規定の仕方からみると、求償権はすでに被害者への賠償金が支払われた後に行使されることになる。すなわち、被害者に対して救済が行われた後、行政機関の内部関係（監視・監督機能）により処理される。もう一つは、職員の公務執行を萎縮させないため、故意又は重過失がなければ、職員に責任を負わせないことである。

小括

国家賠償責任の発生要件について、日本の国家賠償法では、客観的要件と主観的要件の両方が必要とされている。主観的要件としては、国又は地方公共団体の公権力の行使であることと、当該職員の故意又は過失であることが含まれる。客観的要件としては、違法行為であることと、損害の発生が必要とされている（日本国家賠償法一条）⁽⁶⁹⁾。また、台湾地区の「国家賠償法」も同じ仕組みをとっている。しかし、中国においては、職員の故意又は過失という主観的要件を必要としておらず、これが中国式国家賠償法の特徴とも言える。⁽⁷⁰⁾

国家賠償法を公法として位置付けている中国においては、一方においては、国家が賠償責任の主体であるとする自己責任説を主張すると同時に、もう一方においては、国家賠償責任の構成要件と賠償責任の範囲及びその方式において、従来の国家賠償責任の理論から乖離する傾向も見られる。例えば、賠償方式及び計算基準においては、従来の政策的救済の影響の下で形成された社会保障的な性質をもっている反面、賠償責任の範囲という問題においては、直接損失（損害）に制限し、一般的に金銭賠償の方式を採用することで、かつての政策的救済という問題よりも、その救済範囲を限定する傾向がみえる。また、国家賠償法において、行政機関が加害職員に対し

て求償権を行使することができると定めており（中国国家賠償法五条一項、一七条四項⁽⁷⁾）、この結果、職員に対する監督責任を果たすこととなる。これまでの人民公社及び単位が政策的救済責任を負う制度から、行政機関が法的賠償責任及び職員に対する監視・監督責任を負う制度へと変化したことがわかる。しかし、この二つの制度は、国の法人格とその責任を否定している点においては、なお共通のものとなっている⁽⁷⁾。ここに、中国の国家賠償制度の変わらない顕著な特色がある。

注

- (1) 一九九五年一月一日、国家賠償法施行後、國務院法制局の統計によると行政訴訟との併合のない単独の行政賠償件数は一九九五年五〇余件、一九九六年一〇〇余件である。その中、一九九八年には四五四八件に達したものの、その後はあまり増えておらず、二〇〇二年までの総件数は一九〇八三件しかなかった。また、賠償金額も小額である。一九九五年～一九九七年の北京市の統計によると、行政賠償において最も多額の賠償金額は二万元であり、大部分の賠償金額は千元前後であった。詳しくは、阿計「国家賠償法…立法、執法三周年回眸」政府法制第七期（一九九八年）七頁、楊海燕「回顧與發展—記念行政訴訟法頒布一〇周年座談會綜述—」人民司法第四期（一九九九年）五頁、凡夫「中国国家賠償制度对公民基本權利的保障」人權第六期（二〇〇四年）三三三頁参照。

- (2) 国の自己責任を掲げる中国の国家賠償請求制度の趣旨と矛盾している。理論上は国家の責任であるが、実際の仕組みにおいては行政機関の責任になっている。

- (3) ここでの「機関」とは、賠償義務機関即ち賠償義務を履行する具体的国家機関のことを指す。高家偉『国家賠償法』（商務印書館、二〇〇五年）一八三頁。中国の国家賠償責任において、国は一種の抽象的な組織であるため、実際、賠償義務を履行するのは、

実際に不法行為を行った現場の行政機関である。この制度を前提にして、国には法人格はなく、行政機関が法人格を有すると考
えている。

(4) 第三・四・五章においては、主に、「機関賠償」制度の運用の制度的不備について、検討を行う。台湾地区からの「便民原則（協議前置手続）」の影響、中国独特の行政主体論、民法通則上の機関法人に対する議論については、第七章においてその問題点を詳しく検討する。

(5) 各級の人民政府も被告適格に値する。「最高人民法院の行政賠償事件の若干問題に関する規定（最高人民法院關於審理行政賠償案件若干問題的規定）」九条の定めたところによると、「国家賠償請求を単独提起する際において、被告の所在地の地方人民法院が管轄する。中級人民法院が第一審となる国家賠償請求事件は以下のものになる。一 被告が税関、特許管理機関である。二 被告が國務院の各部門又は省、自治区、直轄市の人民政府である。三 中級人民法院の管轄内における重大な影響及び複雑な賠償事件である。高級人民法院が第一審となる国家賠償請求事件は、その管轄内において、重大な影響及び複雑な事件である。最高人民法院が第一審となる国家賠償請求事件は、全国範囲内における、重大な影響及び複雑な事件である。」¹⁾つまり、各級の人民政府も國務院の各部も賠償義務機関の範疇に含まれることになる。

(6) 国家責任を回避して行政機関に膨大な権限を与え、人民の権利救済より、行政の内部統制として機関及び職員に対する監視・監督の色合いが強いものである。

(7) 現在、台湾地区の国家賠償責任においても、「中華民國国家賠償法」二条は、民法の「使用者責任」を根拠としており、代位責任の評価を受けている。詳しくは、陳敏『行政法総論（第五版）』（新学林、二〇〇七年）一一三三頁～一一三三頁参照。

(8) その後、スターリン批判後のソ連及びソビエト行政法の変化については、全く無視された。詳しくは、第二章を参照。

(9) 「中華人民共和國治安管理条例」四十二条

「公安機関が公民に対して科した治安管理処罰が間違った場合は、処罰を受けた者に誤りを認め、過料及び没収した財産を返還しなければならないならず、処罰を受けた者の法律上の権利利益を侵害した場合は、その損害を賠償しなければならない。」

(10) 一九八六年「中華人民共和国郵政法」三二条、三三条、三四条、三五条（郵便物の紛失、振込業務による損害賠償の規定及びその除外規定）、一九八七年「中華人民共和国海関法」五四条（税関検査による損害賠償に関する規定）。

(11) その他、一九九一年一月に施行された行政復議条例においても、詳細な規定が定められている。

(12) 「中華人民共和国国家賠償法」は、二〇一〇年四月二十九日、第一期全国人民代表大會常務委員會第十四次會議「全国人民代表大會常務委員會が『中華人民共和国国家賠償法』の改正についての決定」（全国人民代表大會常務委員會关于修改『中華人民共和国国家賠償法』的決定）において第一次改正、二〇一〇年二月一日より施行、また、二〇一二年一〇月二六日、第一期全国人民代表大會常務委員會第二九次會議「全国人民代表大會常務委員會が『中華人民共和国国家賠償法』の改正についての決定」において第二次改正、二〇一三年一月一日施行されるようになった。中国国家賠償法の改正においては、国家賠償法条文の削除、補填を行い、条文自体が三五条から四二条に増加しているが、その基本的な構造は変わっていない。

(13) 中国国家賠償法においては、「刑事賠償」という文言で定められているが、日本の刑事補償のように無過失責任を要件としている。特に、二〇一〇年国家賠償法改正においては、「違法」という文言もなくしたので、ここでは、敢えて「刑事補償」という文言を使用した。行政賠償と刑事補償両者の最大の違いは、権利侵害の主体と権利侵害の原因が違ふことにある。行政賠償は、行政機関及びその職員が行政職務執行において生じた損害に対する賠償請求である。これに対して刑事賠償は、司法機関及びその職員の司法上の職務執行において生じた損害に対する賠償請求である。中国国家賠償法三条が列記している人身権に対する侵害行為は、行政職権とりわけ警察権の行使にともなうものである。刑事補償の対象である人身権に関わる事項（国家賠償法一七条）と財産権に関わる（国家賠償法一八条）にわけて列記している。一七条及び一八条に定めている刑事補償の範囲を行政賠償の範囲

とされる事項とどのように区別するかは、少なくとも、国家賠償法上は明確にしていない。政策的救済から生まれた中国国家賠償法の立法の経緯からすると上記の法律文言上においても、さらに、行政強制措置と刑事強制措置が手続上、運用上においても厳格に区別されていない。さらに、行政賠償と刑事補償においては、その賠償手続においても異なる。その違いは以下の点である。

①行政賠償を請求するときは、まず、賠償義務機関に請求又は行政不服審査及び行政訴訟を請求するときに併合して請求することができる。他方、刑事補償その他の司法賠償を請求するときは、まず、賠償義務機関に賠償請求しなければならない。②行政賠償手続においては、賠償請求者は賠償義務機関の決定に不服があるときは、直接人民法院に訴えを提起することができるが、刑事補償手続においては、当該賠償機関の上級機関の不服審査手続を必要とする。③行政賠償手続においては、賠償請求者は人民法院の行政裁判法廷に行政賠償を提起し、人民法院は行政賠償関連事案に関して、判決を下すことができる。これに対して、刑事補償手続においては、賠償請求者は下級人民法院に対して賠償訴訟を提起することはできず、中級以上の人民法院が設立した賠償委員会に賠償決定の申請を行うこととなっている。詳しくは、朱新力・駱梅英ほか『新編国家賠償法要義與案例釈解』（法律出版社、二〇一一年）九七頁、郭越濤「行政賠償を中心とした日中比較」現代社會文化研究二二期、（二〇〇一年一月）一〇六頁参照。ここで念頭にしている中国国家賠償法は、行政賠償のことを指す。

(14) 詳しくは、張勇「中国の新しい国家賠償法の特徴と問題点―中国における行政救済法の理論的諸問題の補論として―」名古屋大学法政論集第一五八号（一九九四年）一九四頁―一九五頁参照。

(15) ここでは、「国家賠償」という文言を使っているが、それは主に行政賠償を意味するものとして用い、刑事補償に関しては、本稿では取扱わない。

(16) 職員個人の責任については、非法的制度（例えば、信訪制度及び党の紀律検査制度等）により、追及される。詳しくは、本稿第六章参照。）をあげることができる。また、民事責任（例えば、民法通則二二一条によると、不法行為を行った職員の民事責任を追

及である。しかし、中国の国家賠償制度の経緯から見ると、この民事上の不法行為から進化したものではない。詳しくは、第一章、第二章参照。〕が追及される可能性も存在した。

(17) 中国式の「国家責任」においては、従来は、政策的に救済する方法が使われていた。詳しくは、第一章参照。

(18) 近時の中国の学界においては、「制度説」以外は、「責任説」、「活動説」の対立が見られる。責任説は、主に国の法人格を認め、それにより国が職員に対して有する使用者責任に基づいて、国家責任を認める主張である。責任説においては、中国本土ではほぼ支持する者はなく、主に中国法を検討する台湾地区の学者の主張である。詳しくは、陳新民『中国行政法原理』（中国政法大学出版社、二〇〇二年）二四三頁参照。「活動説」の主な内容は、国家賠償法は国家がもたらした不法行為による損害に対しての賠償責任を負う活動であるとされる。詳しくは、馬懷徳ほか『国家賠償法学』（中国政法大学出版社、二〇〇七年）一頁参照。この活動説は「制度説」（国家活動という視点から「制度説」を容認）と「責任説」（国家の法人格を限定的に認める）との折衷説である。詳しくは、高家偉前掲注(3)書一頁～二頁参照。主に台湾地区の学者が主張している「責任説」は、中国国家賠償請求訴訟の賠償ルートにおける機関賠償制度の機能不全を克服するには、有用である。「責任説」の可能性については第七章参照。

(19) 詳しくは、陳曾俠・李季・宋太郎「当然我国国家賠償立法需要研究的幾個問題」法学第八期（一九九三年）一一七頁～一一八頁参照。

(20) 詳しくは、肖岫『中華人民共和国国家賠償法的理論與實用指南』（中国民主法制出版社、一九九四年）四九九頁参照。

(21) 詳しくは、江必新「国家賠償法価値論」法学雜誌第四期（一九九四年）二頁参照。

(22) この説においては、共産党及び政府と人民群衆の関係強化、職員の監視機能の強化、被害者救済等を掲げ、主に従来の政策的救済の延長線として国家賠償を制定する目的を明確に示している。

(23) 即ち、人民の国家であるため、人民に損害を与えたときは当然ながら賠償すべきである。

- (24) 詳しくは、李群生「論司法機関及其工作人員職務侵權損害賠償」現代法学第三期（一九九二年）二〇頁～二二頁参照。
- (25) 中国独特の社会主義特色すなわち政策的救済の延長線であることを指す。
- (26) 詳しくは、応松年・馬懷徳（皇甫景山訳）「国家賠償についての立法探索」亜細亞法学二八巻一号（一九九三年）四五頁参照。
- (27) 詳しくは、羅豪才・袁曙宏「論我国国家賠償の原則」中国法学第二期（一九九一年）六六頁参照。
- (28) 皮純協・馮軍「制定我国国家賠償法若干実体問題探索」羅豪才・応松年ほか『中国国家賠償法研究』（中国政法大学出版社、一九九一年）二五頁～二七頁参照。
- (29) 王連昌「关于我国国家賠償法的幾点陋見」前掲注⑧書のところ五〇頁参照。
- (30) 詳しくは、楊海坤「建立我国行政賠償制度淺議（对于安同志『試論我国国家賠償法制度』一文的高權與補充）」現代法学第二期（一九九三年）一九頁参照。
- (31) すなわち、職員に対する監督の強化である。
- (32) 詳しくは、張峰「論制定我国的國家賠償法」法律學與研究第七期（一九八六年）二二頁～二二頁参照。
- (33) 詳しくは、王克穩「我国行政賠償的幾個理論問題」法学第一期（一九八九年）六一頁～六二頁参照。
- (34) 詳しくは、蔣鴻雁「論行政侵權損害賠償責任」法学評論第一期（一九九〇年）三四頁参照。
- (35) 詳しくは、李明發「我国国家賠償法討論綜述」安徽大学学报哲学社会科学版第四期（一九九二年）六七頁参照。
- (36) 羅豪才・応松年ほか（上杉信敬訳）『中国行政法概論Ⅱ（『行政法学』中国政法大学出版社一九八九年）』（近代文芸社、一九九七年）一三三頁～一三三頁参照。
- (37) この延長線として、冤罪事件等による刑事補償制度も含まれている。
- (38) 職員に対する監視・監督機能については、日本では、違法性統制機能として、みられる傾向もある。「……過去の非違に対する

制裁的機能ひいては将来における公務執行の適正を担保し違法行為を防止する機能（違法性統制機能）を有するのである。……被害者による国家賠償責任の追及はしばしば将来における被害の再発の防止の願いを伴っているのが現実であるし、制度上も、上記のように、それは必然的に違法性統制機能を伴っているのである。」詳しくは、芝池義一「国家賠償法総説」室井力ほか「コメンタール行政法Ⅱ行政事件訴訟法・国家賠償法（第二版）」（日本評論社、二〇〇六年）五二二頁参照。

- (39) 国家賠償責任の発生要件について、日本の国家賠償法は、一般的には客観的要件と主観的要件の両方が必要とされている。日本の国家賠償法において、主観的要件としては、国又は地方公共団体の公権力の行使であることと、当該職員故意又は過失であることが含まれる。客観的要件としては、違法行為であることと、損害の発生が必要とされている（国家賠償法一条一項）。そして、日本の国家賠償法一条二項において求償権の規定が定められている。これに対して、中国の国家賠償法一条には「故意又は過失」という主観的要件は入っていない。しかし、行政訴訟法六八条二項及び国家賠償法一六条においては、「故意又は重大な過失」ある職員に対して、国（実際は行政機関）は求償権を有することを定めている。「故意又は重大な過失」を犯した職員に対する求償権の規定をめぐり、これが代位責任説ではないかという疑問が生じるが、中国の学界ではこれを否定している。その主な理由としては、国家責任の性質は国の自己責任であるが、国が一つの「抽象的概念」であるため、行政上の損害賠償責任に関しては、具体的に国を代表して行政活動を行う個々の行政機関がそれを負担すべきであるという考え方が通説である。この考えを前提として、行政機関が職員に求償権を求めるのは、一種の「特別権力関係」による監視・監督の権限にもとづくものだと述べている。詳しくは、馬懷徳「国家賠償責任の性質」法学研究第二期（一九九四年）二〇頁～二二頁参照。馬懷徳は、国の「抽象的概念」性を強調し、行政機関には当事者能力を与えることを主張した。しかし、その後施行された国家賠償法は、行政機関の法人格も認めた。これは、従来から国の自己責任を主張していた多数説とは、必ずしも相容れるものではない。なぜなら、国の法人格を否定し、行政機関の法人格を認めることにより、国家責任が機関責任に転化されており、行政機関が「故意又は重大な過失」がある

職員に対して求償権を行使することも、国の自己責任ではない代位責任の考え方に近い「機関責任」の仕組みになっていると考えられるからである。

(40) 従来の社会主義法理論からすると、民法通則でさえ公法の範疇に含まれる。国家賠償法は当然公法に属すると考えられた。国家賠償法Ⅱ公法説に関しては、近年疑問視する学説もある。この検討については、詳しくは本稿第七章参照。

(41) 私人としての国家という概念は、中国においては、現在も認められていない。

(42) 実質的な意味においてはの中央及び地方政府（国家又は地方公共団体）に属しているさまざまな行政機関は、国を代表して公権力を行使している。行政機関の法人格性を認め、不法行為責任を行政機関に負せる仕組みになっている。しかし、財政の面において、不法行為責任を有する行政機関は、法人格性を有しながら賠償費用においては独自の財源を有していない（中国国家賠償法三七条）。つまり、財源の面においては、賠償費用は国家の財源から支払われることになる。

(43) 【各国の国家賠償法の特徴（簡易比較表）】

		英	米	独	仏	日	中
主権免責の放棄時期	一九四七年	一九四六年	二〇世紀初頭	二〇世紀初頭	一九四七年	主権免責の規定がなかった	
国家責任の法的根拠	国王訴訟手続法	連邦不法行為請求権法	B G B 基本法三四条	主に判例法	憲法一七条国家賠償法	憲法四一条三項国家賠償法	
裁判管轄	司法	司法	民事	行政	司法	司法	
適用範囲							
適用対象	公私区別なし	公私区別なし	公務	公役務	公権力・公物	公務	
						行政賠償＋刑事賠償	

中国における国家賠償法（三）（李）

自己責任 代位責任	法的構成	責任の主観的要件	例外 主権免責の残存	職員個人責任	職員への求償	改正論議
代位	私法	過失≠違法	多い	あり	あり	不明
代位	私法	過失≠違法	多い	あり	ありそう	あり
代位 改正法案Ⅱ 自己	私法	過失改正法案Ⅱ 拳証責任の転換、 一部無過失責任	なし	なし	あり 重過失限定	改正に失敗
自己	公法	公役務の瑕疵、 一部無過失責任	なし	あり	あり	不明
代位	私法	故意・瑕疵	なし	なし（判例）	あり 重過失に限定	い ほとんど問かな
自己（国家責任、機関賠償）	公法	違法 改正法案Ⅱ司法権における一部違法性原則を廃止（刑事賠償）	多い（立法・行政立法・公物・裁判官・軍事・郵政・民事及び行政裁判除外）	あり	あり	二〇一〇年改正、結果は今後を期待

(44) この部分に関しては、詳しくは、第四章を参照。

(45) 羅豪才・応松年ほか（上杉信敬訳）前掲注36書一四六頁参照。

(46) 中国における経済訴訟とは、人民法院が当事者及びその他の訴訟参加人の参加の下で、経済紛争に関する事件を審理・解決する訴訟のことを指す。経済訴訟は狭義の経済訴訟と広義の経済訴訟の概念に分かれる。狭義の経済訴訟は主に一九九一年に施行された『中華人民共和国民事訴訟法』の中の訴訟手続のことを指す。広義の経済訴訟は、上記の民事訴訟法以外に、憲法とその他の法律での民事訴訟に関連する規定及び最高人民法院の民事訴訟の関連する司法解釈も含まれる。

(47) これは中国国内における多数意見となっている。詳しくは、邢鴻飛「行政合同性質論」南京大学法学評論第二期（一九九六年）一三五頁～一三七頁参照。

(48) ところで、他の主張もある。それは、行政上の約款に違反する契約は行政上の権利侵害行為の一種であり、それは国家賠償法の対象になると考える者である。詳しくは、孫笑俠「契約下の行政—行政合同本質到現代行政法功能的再解釈—」比較法研究第三期（一九九七年九月）三一九頁以下参照。

(49) 精神的損害については、二〇一〇年改正前までは、国家賠償法の文言には入っていないかった。ところが、二〇一〇年改正後の中国国家賠償法三五条は、「この法律の第三条又は第一七条の規定する場合の一に該当し、かつ、他人に精神的損害を被らせたときは、権利を侵害した行為の影響が及ぶ範囲において、影響を除去、名誉の回復及び謝罪を行い、かつ重大な被害を及ぼした場合は、精神的損害に関する慰謝料を支払わなければならない。」と定めた。

(50) 直接因果関係説は、中国国家賠償法制定当初から多数の学者が主張していた。その他に、民事法の学者の中には相当因果関係説を主張している者もある。近時においては、直接因果関係説に、公共利益（政策を含む）の考慮を含めた混合型直接因果関係説を主張する者も増えている。詳しくは、王熱・陳丹「論国家賠償中因果関係要件の判断標準」求索第八期（二〇一一年）一三七頁～一三八頁、江必新・梁鳳雲「国家賠償法教程」（中国法制出版社、二〇一一年四月）四八頁以下、劉嗣元・石佑扃ほか「国家賠償法要論」（北京大学出版社、二〇〇五年）五六頁～五七頁参照。

(51) 立法行為に関しては、全人代による立法のみならず、地方人民代表大会の条例制定などについても国家賠償法の対象とされない。人民法院に違憲立法審査権がないことと、人民法院が全人代あるいは地方人民代表大会の監視監督の対象となっているためであり、司法権独立の未成熟性もその問題である。

(52) 「最高人民法院が行政賠償案件の若干の問題についての規定（最高人民法院関于審理行政賠償案件若干問題的規定）」六条は、「公民、法人又はその他の組織が国防外交などの国家行為又は行政機関が制定、発布した行政法規・規約又は、一般的拘束力をもつ決定、命令により、合法権益が侵害されたとして、人民法院に行政賠償を訴えたときは、人民法院は、それを受理しない。」と定

めている。

(53) 民法通則二二一条（特殊な不法行為である国家机关・職員職務の執行にかかる不法行為）は、憲法四一条を具体化したものであり、国家机关の無過失責任を認めている。詳しくは、王利明『侵權行為法歸責原則研究』（中国政法大学出版社、二〇〇四年）一六頁以下参照。

(54) 日本の国家賠償法の中で、故意・過失が賠償要件として扱われているのに対し、改正前の中国国家賠償法では、賠償責任の発生要件として故意・過失という主観的要件は必要とされておらず、単に違法のみで足りるとしている（改正前国家賠償法二条）。これは中国の国家賠償法の特徴である。行為者である職員の主観的意図のいかんにかかわらず、賠償は支払うべきであるから、被害者にとつては、合法的權益の保護、人權の尊重が確実に実現されるようになった（このような法律上の仕組みに対しては、高く評価することができる）。国の自己責任を唱えている中国国家賠償法の趣旨からすると加害職員に対する求償権自体を云々するのは、不思議である。

(55) 賠償責任原則をめぐり、中国国家賠償法制定以前の学界においては、「無過失責任説」、「故意又は過失責任説」、「違法又は明白な不当責任説」、「違法責任説」等の学説がみられた。そこで、国家賠償法制定においては、「民法通則上の「無過失責任説」と「故意又は過失責任説」は採用しておらず、行政訴訟法六七条一項の「法律上の權利利益を侵犯した」の文言を違法が要件とされると理解した行政訴訟法での「違法責任説」の解釈を国家賠償法にも導入し、「違法責任説」が通説になった。その詳しい経緯については、張勇『中国行政法の生成と展開』（信山社、一九九六年）二二三頁～二二五頁、周剛志「論国家侵權的歸責原則」雲南大學學報法學版法學論壇二四卷三期（二〇一一年五月）二頁～四頁参照。ところが、二〇一〇年、中国国家賠償法は改正され、国家賠償法二条での「違法」の文言が削除された。この点をめぐって、多くの行政法学者は、今後、国家賠償法の賠償責任は「結果責任説」とする主張に対して、民法学者の王利明は「結果責任説」と「無過失責任説」を区別し、「無過失責任説」をもってこ

れに対抗している。詳しくは、周剛志前掲注論文四頁以下参照。

(56) 「起訴の権利」の文言に關しては、どの法律を根拠にするかは、中国の文献においては紹介されていない。

(57) 中国国家賠償法三二二条

「国家賠償は、原則として金銭をもつてする。2 財産の返還又は原状の回復をすることができるときは、財産の返還又は原状の回復をする。」

(58) 国家賠償法三四条

「公民の生命健康権を侵害した場合には、賠償金は、次の各号に定めるところにより計算する。

一 身体傷害を生じさせた場合は、医療費、介護費を負担し、かつ、休業によって減少した収入を賠償しなければならない。減少した収入に当たる一日の賠償金は、国の前年度の職員及び労働者の日平均給料に照らして計算し、最高額は、国の前年度の職員及び労働者の年平均給料の五倍とする。

二 一部又は全部の労働能力の喪失を生じさせた場合は、医療費、介護費、障害生活補助器具費、回復費等障害による増加する必要な支出と継続治療のための諸経費及び身体障害賠償金を支払わなければならない。身体障害賠償金は、労働能力の喪失の程度及び国家が規定した傷害・障害等級に基づいて確定し、最高額は、国の前年度の職員及び労働者の平均給料の二十倍を超えてはならない。なお、全部の労働能力の喪失を生じさせた場合は、その扶養する労働能力を有しないものに対して、生計費を支払わなければならない。

三 死亡させた場合は、死亡賠償金及び葬祭補助金を支払わなければならない。その総額は、国の前年度の職員及び労働者の平均給料の二〇倍とする。なお、死者が前年度に扶養していた労働能力を有しない者に対して、生計費を支払わなければならない。

2 前項第二号及び第三号に規定する生計費の支払い基準については、現地の最低生活標準を参照して処理する。被扶養者が未成

年である場合は、満一八才に達するまで生計費を支給する。その他の労働能力を有しない者に対しては、死亡するまで生計費を支給する。」

(59) 国家賠償法三六条一項六、七、八号

「六 許可書及び免許を取り消し、又は、操業若しくは営業の停止を命じた場合は、操業又は営業の停止期間に要した経常的施設維持費の支出を賠償する。

七 過料、罰金及び追徴金、没収した金銭を返還し、かつ銀行口座の凍結を解除、金銭を振り込んだ場合は、銀行の同期に規定された利息を支払わなければならない。

八 財産権に対してその他の損害を生じさせた場合は、直接損害に照らして賠償する。」

(60) 応松年・楊小君「国家賠償若干理論與実践問題」中国法学第一期（二〇〇五年）八頁、張勇前掲注(55)書二八一頁参照。

(61) 国家賠償法三四条

(62) 詳しくは、張勇前掲注(55)書二二二頁参照

(63) 詳しくは、馬懷德前掲注(39)論文二〇頁～二二頁、張正釗・韓大元「我国行政法学的十年的回顧與展望」法律學習與研究第一期（一九八九年）二二頁、王麗「行政追償解構及其程序设计」法制與社会第二期（二〇〇七年）四〇一頁～四〇二頁、蘭耀昌「行政追償権の法理分析」蘭州商科学報第五期（二〇〇三年）六五頁～六六頁、劉嗣元「論国家賠償法中的国家追償制度」華中理工大学報社会科学版第二期（一九九九年）一八頁～二〇頁を参照。

(64) 詳しくは、王麗前掲注(63)論文四〇一頁～四〇二頁、蘭耀昌前掲注(63)論文六六頁～六七頁を参照。

(65) 劉嗣元「論国家賠償法中的国家追償制度」華中理工大学報・社会科学版、一九九九年二期）十九頁参照。

(66) それ以外にも近年、この機関による職員求償権を上記の両説と異なり、一種の行政契約による求償権だと主張している説もある。

つまり、この求償権は私法上の債権と行政上の「特別権力関係」とは違う行政上の公権力の行使であり、行政契約による債権である主張している。詳しくは、王麗前掲注⁶³論文四〇一頁〜四〇二頁、蘭耀昌前掲注⁶³論文六五頁〜六六頁を参照。

(67) 政策的救済から生まれた中国特有の国家賠償責任という制度ある。詳しくは、第一章・第二章参照。

(68) 中国国家賠償法十六条一項は、「賠償義務機関は、損害を賠償した後に、故意又は重大な過失があった職員又は委任を受けた組織若しくは個人に対して、賠償費用の一部又は全部の負担を命じなければならない。」また、その二項において「関係行政機関は、故意又は重大な過失があった職員に対して、法によって懲戒処分をしなければならない。」また、その二項において「関係行政機関は、故意又は重大な過失があった職員に対して、法によって懲戒処分をしなければならない。」と定めた。また、行政訴訟法六八条二項では、「行政機関は、損害賠償をした後、その刑事責任を追求しなければならない。」と定めた。また、行政訴訟法六八条二項では、「行政機関は、損害賠償をした後、故意又は重大な過失のあった行政機関の職員に賠償費用の一部又は全部について負担を命ずることができる」と定めている。国家賠償制度を行政訴訟制度の中に位置づけて考える司法解釈は勿論、学説においても、「故意又は重大な過失」による加害職員に対する求償権行使を支持している。その解釈については、「工商行政管理機関行政賠償実施弁法（国家工商行政管理总局命令、一九九五年八月一日施行）」三七条、「中華人民共和国海関行政賠償弁法（海関総署は日本の財務省関税局に値する）」通知、二〇〇三年五月一日施行」五一条、「民航行政機関行政賠償弁法（中国民用航空総局通知（民用航空総局は日本の国土交通省航空局に値する）」二〇〇三年一月二三日施行）、三九条及び四〇条を参照。この点は学説においてもほぼ異論がないところである。

(69) 芝池義一「公権力の行使と国家賠償責任」杉村敏正編『行政救済法2』（有斐閣、一九九一年）一〇四頁〜一一二頁、市橋克哉ほか『アクチュアル行政法』（法律文化社、二〇一〇年）二八五頁以下（榊原秀訓）参照。

(70) 詳しくは、陳敏前掲注(7)書一一三二頁〜一一三三頁、劉宗徳「中華民国における国家賠償責任制度の一考察」国家賠償法施行前後の理論変遷について」名古屋大学法政論集一〇六号（一九八五年）五〇九頁参照。

(71) 二〇一〇年国家賠償法改正後では、国家賠償法二条の中の「違法」の文言をなくした。しかし、第三条、第四条、第一七条（一

項、四項、五項）、第一八条一項に条文においては、また違法をその前提条件としている。また立法者も、「違法を土台とし、無過失を補完とする」という意味を含めた解釈を行っている。詳しくは、潘焜『国家賠償法—原理與案例—』（北京大学出版社、二〇一一年）一〇四頁。

(72) この問題に関して、機関が加害職員個人の責任範囲を拡大することにより、被害者救済を広げるべきであると主張する者もいる。馬懷徳「国家賠償責任與公務員賠償責任」中外法学第三期（一九九四年）五頁～八頁参照。

(73) 詳しくは、第四章、第七章を参照。

第四章 賠償義務機関

第一節 賠償義務機関の概念及び種類

第一款 賠償義務機関の概念

中国国家賠償法は、賠償責任機関を権利侵害機関（不法行為責任機関）と賠償義務機関に分けている。国家賠償法上の賠償義務機関とは、「法律の定めるところにより、国を代表して、賠償責任を負う国家行政機関のことを指す。」⁽¹⁾である。

国家賠償法七条三項は、「法律及び法規によって授權された組織」と定めており、国家賠償法七条及び二〇〇〇年「最高人民法院が行政訴訟法の執行に関する若干の問題についての解釈（最高人民法院關於執行『行

政訴訟法」若干問題的解釋⁽³⁾」をみると、授権された機関を含む公権力の行使を行う組織が権利侵害機関（不法行為責任機関）に入ることになったのである。しかし、やはり、国家それ自身については、権利侵害機関（不法行為責任機関）になっていない点は留意しなければならない。⁽⁴⁾

賠償義務機関には二つのモデルがある。一つは、権利侵害機関（不法行為責任機関）と賠償義務機関が一致する分散モデルである。⁽⁵⁾ もう一つは、権利侵害機関（不法行為責任機関）と賠償義務機関が分離する集中モデルである。⁽⁶⁾

第二款 賠償義務機関の種類（国家賠償責任機関相互間の責任分担）

【表】

単独行政賠償 ⁽⁷⁾	行政機関及びその職員が行政上の職権を行使するに当たって、公民、法人及びその他の組織の法律上の権利利益を侵害して損害を生じさせた場合は、当該行政機関を賠償義務機関とする。
共同行政賠償 ⁽⁸⁾	二つ以上の行政機関が共同で行政上の職権を行使するに当たって、公民、法人及びその他の組織の法律上の権利利益を侵害して損害を生じさせた場合は、共同で行政上の職権を行使した行政機関を共同の行政賠償義務機関とする。
授権組織賠償 ⁽⁹⁾	法律及び法規によって授権された組織が与えられた権力を行使するに当たって、公民、法人及びその他の組織の法律上の権利利益を侵害し損害を生じさせた場合は、授権された組織を賠償義務機関とする。
機関委託賠償 ⁽¹⁰⁾	行政機関によって委託された組織又は個人が委託された行政権力を行使するに当たって、公民、法人及びその他の組織の法律上の権利利益を侵害して損害を生じさせた場合は、委託した行政機関を賠償義務機関とする。
継受機関賠償 ⁽¹¹⁾	賠償義務機関が廃止された場合は、その職権を継受して行使する行政機関を賠償義務期間とする。
廃止機関賠償 ⁽¹²⁾	その職権を継受して行使する行政機関が存在しない場合は、その賠償義務機関を廃止した行政機関を賠償義務機関とする。

不服審査機関賠償 ⁽¹³⁾	不服審査機関による審査を経た場合は、最初に権利を侵害した行政機関を賠償義務機関とする。ただし、不服審査機関による決定が損害を加重した場合は、当該不服審査機関が、加重した部分に対して賠償義務を履行する。
派出機関賠償 ⁽¹⁴⁾ 派出機関賠償 ⁽¹⁵⁾	派出機関が法律、法規又は条例の授權範囲において職権を行使するに当たって、公民、法人及びその他の組織の権利利益に損害を生じさせた場合は、派出機関は賠償義務機関である。派出機関が上級機関の命令により業務を執行に当たって、公民、法人又はその他の組織の権利利益に損害を生じさせた場合は、業務を委任した上級行政機関が行政賠償の義務機関である。
申請機関賠償	法院に具体的行政行為の強制執行を申請した場合、その執行において根拠に錯誤があれば、申請機関が賠償義務機関である。

中国の国家賠償法二条は、「国家機関及びその職員」⁽¹⁷⁾が違法に職権を行使することによって、公民、法人及びその他の組織の法律上の権利利益を侵害して損害を生じさせた場合には、被害者はこの法律の定めたとところにより、国家賠償を受ける権利を有すると定めている。また、その二項において、国家賠償法は、「この法律に規定する賠償義務機関がその義務を履行する」と定めた。しかし、権利侵害機関（不法行為責任機関）と賠償義務機関との事務の分担が複雑であるため、何が権利侵害機関（不法行為責任機関）であり、何が賠償義務機関であるかを決めることは、困難である。また、この複雑な関係に帰因して、膨大な数の「賠償義務機関」が登場することになる。

国家賠償法については、多くの学者は、国の自己責任を定めたものであると主張している。しかし、賠償責任機関は、実際は機関賠償の仕組みをとることから賠償義務機関が責任を負っており、国の責任を直接問うものにはなっていない⁽¹⁸⁾。この結果、公民が、国家賠償を求めるときは、国に賠償責任を求められないのである。あくまで、賠償義務機関が責任を負うことになる。しかし、何が賠償義務機関であるかは明確ではない⁽¹⁹⁾。そこで、「違法確認」と「処理前置」⁽²⁰⁾の仕組みを国家賠償請求に先立って用意するなど、賠償義務機関を確定するために

複雑な事前手続を入れることが必要となっている。また、実際の賠償費用は各級の政府の財源から支払われることになる。具体的に言えば、國務院・部・委員会及びその傘下にある行政機関あるいは他の組織による不法行為に対する賠償は中央政府の財源から、省・市及び自治区及びその傘下にある行政機関あるいは他の組織による不法行為に対する賠償は省、市、自治区の政府の財源から、それぞれ支払うことになっている。

中国国家賠償法における賠償義務機関は分散モデルをとっているといわれている。このモデルの下では、賠償義務機関は、賠償責任を負う以外に、「処理前置」の相手方となり、また「違法確認」を行う機関の立場になっている。⁽²¹⁾なおこの制度については、近年、「賠償責任の確認」と「賠償義務の履行」を分ける必要があると主張⁽²²⁾する考えもある。

二〇一〇年「国家賠償法」の改正により、その三七条⁽²³⁾において、「賠償義務機関が先に賠償金を支払い、後に中央政府又は地方政府が予算を確認し支払う（先支付後核撥）」という原則が設けられた。また、賠償義務機関が自ら行った「違法確認」手続については削除している。

賠償金支払いの具体的方法は、國務院「国家賠償費用管理弁法」⁽²⁴⁾に定められている。各級の政府は、賠償費用を負担する場合は、所属部門や行政機関からの支払い請求に対して審査権を有している。⁽²⁵⁾しかし、不法行為の賠償責任が国の自己責任であるという原則からすれば、抽象的意味での「国」を実際に代表する各級政府が、自ら所属している行政機関によって引き起こされた損害に対して、責任を負うのが当然である。ところが、人民法院が賠償決定を行った場合、支払いの請求に対して、各級政府が、再度これを審査する権限を有するというのが現在の仕組みは理解できないものである。「国家賠償費用管理弁法」二条⁽²⁶⁾及び七条⁽²⁷⁾においては、「先支付後核撥」の原則定めていた。しかし、実際、「面子」を大事にする中国の行政機関は「家の恥を世間にさらすべきではない（家

丑不可外掲」とし、上級行政機関又は政府に知らせるのを防ぐため、賠償責任を否認するか、自己行政機関の一般会計予算から捻出して払うか、又は原告と示談するケースが多い。⁽²⁸⁾なぜなら、これは、行政機関の幹部職の「政績」と関わり、昇任、懲罰に影響すると考えられるからである。国家賠償法改正後、「先支付後核抜」の原則が、賠償義務機関により賠償金の支払いの延期と拒否、「示談」する現象をどれくらい防ぐことができるようになったかは、明らかにされていない。

政策的救済から法的救済への道を歩んでいる中国国家賠償責任の沿革からすると、現行法が採用する「機関賠償」制度も、共産党及び政府が各級行政機関に対して監視・監督・管理を行うことを主な目的として導入した制度であるという伝統的政策的救済が有していた特徴を色濃く有したものと見て、なおも位置づけることができる。

注

- (1) 馬懷徳『国家賠償法の理論與実務』（中国法制出版社、一九九四年）一一九頁、姜明安ほか『行政法與行政訴訟法（第五版）』（北京大学出版社・高等教育出版社、二〇一二年）五九二頁～五九三頁、高家偉『国家賠償法』（商務印書館、二〇〇四年）一八三頁、冼德慶「淺議行政賠償義務主体」華南師範大学学报第二期（一九九三年）一一〇頁参照。
- (2) 第七条 「行政機関及びその職員が行政上の職権を行使するに当たって、公民、法人及びその他の組織の法律上の権利利益を侵害して損害を生じさせた場合は、当該行政機関を賠償義務機関とする。
- 2 二つ以上の行政機関が共同で行政上の職権を行使するに当たって、公民、法人及びその他の組織の法律上の権利利益を侵害して損害を生じさせた場合は、共同で行政上の職権を行使した行政機関を共同の行政賠償義務機関とする。
- 3 法律及び法規によって授權された組織が与えられた権力を行使するに当たって、公民、法人及びその他の組織の法律上の権利

利益を侵害し損害を生じさせた場合は、授権された組織を賠償義務機関とする。

4 行政機関によって委任された組織又は個人が委任された行政権力を行使するに当たって、公民、法人及びその他の組織の法律上の権利利益を侵害して損害を生じさせた場合は、委任行政機関を賠償義務機関とする。

5 賠償義務機関が廃止された場合は、その職権を継受して行使する行政機関を賠償義務期間とする。その職権を継受して行使する行政機関が存在しない場合は、その賠償義務機関を廃止した行政機関を賠償義務機関とする。」

(3) 「最高人民法院による行政訴訟法の執行に関する若干の問題の解釈」は、以下の規定を定め、その解釈を示している。

第一百九条「当事者は、上級行政機関の許可を経て行った行政行為に不服があり、行政訴訟を提起した場合、対外的に法律効力を有する文書にサインをした機関が被告となる。」

第二〇条「行政機関が設置し、行政上の管理機能を賦与したが、責任能力をもっていない機関が自己の名義で具体的行政行為を行った場合において、当事者がその機関に不服があり、行政訴訟を提起したときに、当該機関を設置した行政機関が被告となる。

2 行政機関が設立した内部機関又は派出（手先）機関が法律、法規又は行政規則の授権がない場合に、当事者がその機関が自己の名義で行った具体的行政行為に不服があり、行政訴訟を提起したときは、当該機関を設置した行政機関が被告となる。

3 行政機関が設立した内部機関又は派出（手先）機関が法律、法規又は行政規則の授権範囲を超えて行政行為を行った場合において、当事者は不服があり、行政訴訟を提起したとき、当該行政行為を行った行政機関が被告となる。」

第二十一条「行政機関が法律、法規又は行政規則の授権がなく、設立した内部機関、派出（手先）機関又はその他の組織が職権の行使を行った場合には、委託と解する。当事者は不服があり、行政訴訟を提起したときは、当該行政機関が被告となる。」

第二二条「不服審査機関が法律で定められた期間内において不服審査決定を行わない場合、当事者が具体的行政行為に不服があり、行政訴訟を提起したときは、具体的行政行為（現処分）を行った機関が被告となる。当事者が不服審査機関の不作為に不服があり、

中国における国家賠償法（三）（李）

- 行政訴訟を提起した場合は当該不服審査機関が被告となる。」
- (4) 国又は公共団体を法人とする日本とは違い、中国においては、国又は公共団体を法人として認めていない。詳しくは、第七章参照。
- (5) 分散モデルを採っている国と地域は、アメリカ、中国、台湾地域であると中国では紹介されている。詳しくは、馬懷徳ほか『中国国家賠償問題研究』（法律出版社、二〇〇五年）一九八頁～二〇〇頁、高家偉前掲著書一八三頁～一八六頁参照。
- (6) 集中モデルを採っている国は、イギリス、フランス、ドイツ、スイス、韓国等であると中国では紹介されている。詳しくは、馬懷徳ほか前掲注(5)書一九八頁～二〇〇頁、高家偉前掲注(1)書一八三頁～一八六頁参照。
- (7) 国家賠償法七条一項
- (8) 国家賠償法七条二項
- (9) 国家賠償法七条三項
- (10) 国家賠償法七条四項
- (11) 国家賠償法七条五項
- (12) 国家賠償法七条五項
- (13) 国家賠償法八条、「最高人民法院の行政賠償事件に関する審理における若干の問題についての規定（最高人民法院関于審理行政賠償案件若干問題的規定）」一八条「不服審査機関による決定が損害を加重したとき、賠償請求人が原処分を行なった行政機関のみを相手として行政賠償訴訟を提起した場合は、現処分を行なった処分機関は被告となる。賠償請求人が、不服審査機関のみを相手として行政賠償訴訟を提起した場合は、不服審査機関は被告となる。」
- (14) 派出機関とは、県以上の地方政府の許可を得て、一定の区域内において設立する行政機関のことを指す。主に、下記の三つの類

型がある。一 國務院の許可を得て、省、自治区政府が設立した行政公署（主に各民族自治区に設置されている）二 省、自治区、直轄市人民政府の許可を得て、県、自治県政府が設立した区公所 三 区又は、区を設置していない政府が上級の人民政府の許可を得て設立した街道弁事処 上記の地方人民政府の派出機関は行政主体の資格をもっている。」

- (15) 「最高人民法院が行政訴訟法の執行に関する若干の問題の解釈（最高人民法院關於執行『行政訴訟法』若干問題的解釋）二〇〇条一項

(16) 中国国家賠償法二条は次のとおりに定めている。「一 国家機関および職員が職権を行使することによって、この法律の定めるところの公民・法人及びその他の組織の法律上の権利利益を侵害して損害を生じさせた場合には、被害者は、この法律の定めるところにより、国家賠償法を受ける権利を有する。二 この法律の規定するところの賠償義務機関は、この法律の定めるところにより、迅速に賠償義務をしなければならない。」

- (17) 権力集中制の下では、地方の機関及びその職員も中央の国家機関及び職員と同じく国家機関の職員（公務員）に範疇に含まれる
 「中華人民共和国公務員法」二条

「本法が称する公務員とは、法律の定めるところにより、公職を履行し、国家の行政編成に含まれており、国家の財政から給与及び福利をうけている工作人員のことをさす」。「公務員」、「工作人員」、「職員」は、中国においては、法律ごとに文言上違いが見られるが、本稿においては、「職員」と称する。）。

- (18) 日本の国家賠償法一条一項「国又は公共団体の公権力の行使に当たる職員が、その職務を行なうについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と規定した。日本の国家賠償法一条にいう「公共団体」のなかに、国と地方公共団体が入るのは明確である。それに限ることはなく、例えば、「公権力の行使」をゆだねる弁護士会（東京地判昭和五五・六・一八判時九六九号一頁）、「公共団体」に含まれる）や、民間企業が建築基本法上の指定法人

- になっていないような場合、その団体が「公権力の行使」をゆだねられていることは法律上明確であるが、国家賠償法上の賠償責任は指定法人ではなく、事務の帰属団体であるとされている。すなわち、東京建築検査事件において、最高裁は、建築基準法の定めから、「建築確認に関する事務を地方公共団体の事務」とする前提に立っていると見て、指定確認検査機関による確認に関する事務を地方公共団体の事務として、国家賠償請求訴訟を国家賠償請求訴訟に変更する際の被告を指定法人ではなく、本来の事務の帰属主体である市であるとした（最決平成一七・一一・三〇判自二七七号三二頁）。詳しくは、市橋克哉ほか「アクチュアル行政法」〔法律文化社、二〇一〇年〕二八七頁～二八八頁〔榊原秀訓〕参照。
- (19) したがって、機関賠償の特徴とその背景である行政主体論の理論を検討する必要がある。詳しくは、第七章参照。
- (20) 「違法確認」と「処理前置」に関しては、第五章参照。
- (21) 高家偉前掲注(1)書一九四頁参照。
- (22) 高家偉前掲注(1)書一九四頁参照。この問題に関しては、第五章で詳しく検討する。
- (23) 国家賠償法三七条
- 賠償費用は、各級の財政予算に編入する。
- 2 賠償請求人は効力を生じた判決書、不服申立て決定書、賠償決定書又は調停書により、賠償義務機関に賠償金の支払いを申請する。
- 3 賠償義務機関は、賠償支払いを申請した日から七日以内に、予算管理権限に従い、関連する財政部門に支払い申請を提出しなければならない。財政部門は支払い申請を受領した日から一五日以内に賠償金を支払わなければならない。
- 4 賠償費用の予算と支払い管理の具体的方法は国務院が定める。
- (24) 「国家賠償費用管理弁法」は、一九九五年国務院により発布された。二〇一〇年国家賠償法改正を受けて、二〇一一年一月

二九日に、「国家賠償費用管理弁法」から「国家賠償費用管理条例」と名前が変更された。その内容においては、一定範囲において、賠償義務機関の賠償金の請求手続きにおける規定は、「国家賠償費用管理弁法」より詳細に盛込まれたものの、その基本的な構造は変わっていない。

- (25) 一九九五年「国家賠償費用管理弁法」二三条「賠償義務機関、財政部門及びその職員は、以下に列記された行為がある場合は「財政違法行為処罰処分条例」の規定により処分し、犯罪行為がある場合は、刑事責任を追及する。(イ)虚偽の報告、虚偽の受領等の手段を陥り、国家賠償費用を騙した場合(ロ)国家賠償法が規定した賠償範囲と計算方法を違反して、国家賠償をおこない、財政資金に損失を与えた場合(ハ)法律によらず、国家賠償費用を支払った場合(ニ)国家賠償費用に対して横領、乱用、着服等をした場合(ホ)規定によることなく、関連機関の職員、委託された組織又は個人に対して国家賠償費用を負担させたり、関連機関の職員に国家賠償費用を求償した場合(ヘ)規定によることなく、負担すべき又は求償された国家賠償費用を会計に報告しなかった場合

「財政違法行為処罰処分条例」6条「国家機関及びその職員は、以下のとおり規定を違反して財政資金を使用、着服したときは、命令により会計項目を修正、調整すべきであり、関連財政資金の求償と違法所得を返還しなければならない。機関に対しては警告又は戒告処分をする。その直接責任者とその他の責任者に対しては戒告処分をする。悪質な場合は、減給、停職さらに免職の処分をする。(イ)虚偽の報告、虚偽の受領等の手段を陥り、財政資金を騙した場合(ロ)財政資金を横領、乱用した場合(ハ)財政資金を延滞して配らない場合(ニ)規定に違反して財政支出を増やした場合(ホ)その他の規定に違反して使用、騙した場合」と定めている。この他にも、「国家賠償法」と「国家賠償費用管理弁法(条例)」を根拠に、各自地区・各省は「国家賠償費用管理規定」を定めている。

- (26) 「国家賠償費用管理条例」二条「本条例での『国家賠償費用』とは、賠償義務機関が国家賠償法の規定により、賠償請求人に支

払うべき費用のことを指す」

(27) 「国家賠償費用管理条例」一〇条「財政機関は、国家賠償費用申請を受けた日から一五日以内に、予算と財政国庫管理の関連規定により、賠償費用を支払わなければならない。」

(28) 賠償金の滞納及び示談の原因については、(一) 地方の多くは、財政難により国家賠償費用のための財政予算を設けていないこと、(二) 近年の財政予算制度の改革により、一部の地方国家机关においては立替の予算がなくなったこと、(三) 一部の賠償義務機関は、示談の方法によって賠償金を支払い、賠償義務機関に対して相殺を要求し、財政部門はその差額を相殺すること等が挙げられている。詳しくは、李適時（当時全人代常務委員会法制工作委员会主任）「關於『中華人民共和國国家賠償法修正案（草案）』の説明」（中国全人代ホームページ http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2010-08/04/content_1587716.htm 最終アクセス日二〇一二年九月二五日）参照。

(29) 中国で「政積」とは、実績、功績と同義語として使われている。「政績」評価に関する具体的規範はなく、従来は、人民に対して役に立つ政策を如何に行っているか、又は、国家の政策を如何に貫徹しているか等が主な基準となっていた。ところが、近年においては、幹部職員が市場経済の促進に関する国家政策をしっかりと履行しているか否かについても基準となっている。「政積」の評価は、中国において、共産党及び政府の幹部職員の、選抜、昇任、懲罰の際の重要な要素になっている。詳しくは、鄭明「政積簡議」（領導工作論壇、一九九〇年五期）二〇頁―二二頁、李適時前掲注⑧報告のところを参照。

